

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき公告する。

令和 5 年 12 月 19 日

盛岡市上下水道事業管理者 長 澤 秀 則

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 配水監視システム機器賃貸借（長期継続契約）
- (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり。
- (3) 履行場所 盛岡市愛宕町 6 番 8 号 盛岡市上下水道局
- (4) 契約期間 契約日の翌日から令和 11 年 1 月 31 日まで
地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約
準備期間 契約日の翌日から令和 6 年 1 月 31 日まで
賃貸借期間 令和 6 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日まで

2 開札日時及び場所

- (1) 日時 令和 6 年 1 月 9 日（火） 10 時 00 分
- (2) 場所 盛岡市愛宕町 6 番 8 号 盛岡市上下水道局 3 階 301 会議室
執行即時開札

3 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該契約に係る営業又は事業に係る法令の規定による営業若しくは事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を受けていない者であること。
- (3) 盛岡市競争入札参加者に対する指名停止基準（平成 3 年 9 月 30 日市長決裁）による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 当該入札において、他の入札参加者と一定の資本関係又は人的関係がない者であること。なお、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合、同一入札への参加は認めないものとする。
- (5) 市税を滞納していない者であること。
- (6) 水道料金及び下水道使用料を滞納していない者であること。
- (7) 令和 4・5 年度盛岡市上下水道局物品の買入れ等競争入札参加資格「30 賃貸借-01 事務機器・OA 機器」の者で、盛岡市内に本社を有する者であること。

4 仕様書等の閲覧及び契約条項を示す期間及び場所

- (1) 仕様書等及び契約条項は、公告の日から入札の前日まで盛岡市上下水道局公式ホームページ＜お知らせ欄にある「配水監視システム機器賃貸借に係る一般競争入札を実施します。（水道維持課）」に掲載している。

5 入札参加申込み

入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みを行うこと。

- (1) 入札参加申請書類及び提出部数

入札参加資格確認申請書 1部

(2)入札参加申請手続

ア 申込方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留に限る。

イ 受付期限 令和5年12月27日(水)12時までとする。(受付期限までに必着)

ウ 受付場所 盛岡市上下水道局水道維持課(盛岡市愛宕町6番8号)

6 入札保証金 盛岡市財務規則第105条第1号又は第2号に該当する場合は免除する。

7 入札の方法

(1)入札書は、2(1)の日時に2(2)の場所に持参すること。郵便による入札は、認めない。

(2)代理人により入札させるときは、委任者(契約権限を有する者)が記名押印して代理人の氏名と使用印鑑を指定した委任状を提出すること。

8 入札の回数

2回までとする。ただし、落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行するものとする。

9 入札書記載金額

入札書は盛岡市競争入札参加者心得第13によるものとし、**契約期間に基づき貸借期間に係る月額**で作成すること。決定も**貸借期間に係る月額**とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 落札者の決定方法

本件は、予定価格以下で最低の価格で入札した者を落札者として決定する。

11 契約書作成の要否

要 貸借借契約書による。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)3に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2)5に掲げる入札参加資格に関する書類に虚偽の記載をした者の入札

(3)その他入札条件に違反した入札

13 その他

(1)現場説明は、行わない。

(2)提出された書類等は、返却しないものとする。

(3)提出する書類等に要する費用は、申請者の負担とする。

(4)5に掲げる書類に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止を行うことがある。

(5)次年度以降において盛岡市の歳出予算におけるこの契約に係る予算額の減額又は削除があった場合、盛岡市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。

(6) 契約日の翌日から令和6年1月31日までは準備期間とし、この期間においては、この契約に基づく業務の履行は無く、支払いも無いものとする。

(7) 支払は賃貸借期間の月払とし、毎月の履行が完了後に所定の方法により請求・支払うものとする。

(8) この入札に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和5年12月25日（月）12時までに電子メール又は文書（ファックス可）により水道維持課あて提出すること。回答は、盛岡市上下水道局公式ホームページで令和5年12月26日（火）までに公表する。

盛岡市上下水道局水道維持課（〒020-0013 盛岡市愛宕町6番8号）

Tel 019-623-1433、Fax 019-623-1410

電子メールアドレス suidouizi@city.morioka.iwate.jp